

42. 七宝町

(H21)愛知県自治体キャラバン

【陳情事項回答】

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

答 自治体として、住民福祉を最大の基本理念にもち、合理的・有効的な行政運営を推進する。

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

答 町独自の方向性はありません。

- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

答 考えておりません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

答 第4期計画期間において保険料段階を多段階性とし、低所得者については、第2・3・4段階を適用し軽減を図っております。

- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

答 今のところ町単独での減免は考えておりません。

③新基準による要介護認定について

- ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

答 10月からの要介護認定については、認定結果のバラツキを是正するために変更された調査方法により実施するものであり、認定調査員が利用者の現状を確実に把握することにより正しい認定結果が得られるものと考えております。

- イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

答 サービスガイドブックを作成しております。

ウ.認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

答 認定調査員の研修・説明会は、愛知県にて実施されるものである。町独自の説明会を行うことは考えておりません。

④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

答 第4期計画に基づいて実施していきます。

⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

答 町単独事業での財政的な支援は考えておりません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

答 町社会福祉協議会において会食方式を実施しているが、配食については検討しております。

② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。
ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

答 月～金(祭日を除く)8:30～17:05 1日8便

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

答 今のところ考えておりません。

(3) 障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

答 障害者控除対象者認定書があれば対象としております。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

答 今のところ考えておりません。

2. 高齢者医療などの充実について

① 後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大し

てください。

答 広域で統一した行動をとっていきますので、七宝町単独の行動はできません。

- ⑤ 70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

答 県と同じ制度を取っていますので、実施することはできません。

- ⑥ 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

答 広域で統一した行動をとっていきますので、七宝町単独の行動はできません。

- ⑦ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

答 広域で統一した行動をとっていきますので、七宝町単独の行動はできません。

- ⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

答 広域で統一した行動をとっていきますので、七宝町単独の行動はできません。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

答 2008年4月から入院のみ実施。

- ②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

答 2008年4月から産前を5回にし、産後は現行により実施。

- ③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

答 今のところ考えておりません。

- ④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

答 国の基準で対応しており、考えておりません。
学校教育課の窓口でも受け付けております。

4. 国保の改善について

- ①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、

減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

答 一般会計も苦しいため、繰り入れには限界があります。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

答 他の納税者への普及があるため、現時点では難しいと考えております。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

答 他の納税者への波及があるため、現時点では難しいと考えております。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

答 他の納税者への波及があるため、現時点では難しいと考えております。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

答 現在、資格証明書の発行はしていません。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

答 納税相談で個々の状況を聞いております。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

答 納税相談で個々の状況を聞いております。

③ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

答 基準は国の基準で対応しています。受付は行政窓口でも受けつけております。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

答 今のところ、町独自の軽減は考えておりません。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

答 今のところ、利用料をなくすことは考えておりません。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

答 今後必要だと思われるので、他市町村とも協議し検討していきます。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料として下さい。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施して下さい。

答 歯周疾患検診は毎年無料で実施しております。

特定検診・がん検診の個別医療機関委託については、地区医師会と近隣市町村と協議のうえ、実施機関・自己負担金が決定されます。

自己負担金については受益者負担を前提としておりますので無料化は困難です。

今後については、合併の協議で検討されます。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施して下さい。

答 今後合併後に実施を検討していますが、自己負担金を徴収する予定です。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにして下さい。

答 実施しております。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにして下さい。また、保護が必要な人には早急に支給して下さい。

答 引き続き、適切に対応してまいります。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにして下さい。

答 今後も、適切に対応してまいります。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やして下さい。

答 現状の体制で対応してまいります。